

巨理町交際費支出基準

（趣旨）

第1条 この基準は、町長が町政の円滑な運営のため、町を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支出先）

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- （1）町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- （2）町政の伸展に功績があるもの又はあったもの
- （3）災害又は事故等があったもの
- （4）その他町長が特に必要と認めるもの

（支出基準等）

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準により支出することができるものとする。ただし、祝儀と会費については、町長又は町長の代理者が出席する場合とする。

区 分	内 容	金 額 等
祝 儀	町費からの補助又は助成がない各種団体等が行う、総会・大会・式典・祝賀会等に係る経費。ただし、懇親会等を伴い会費の区分に合致するものは会費の基準に準ずる。	10,000 円を限度として相当と認められる額
会 費	各種団体等が行う懇親等を目的とする会合の出席に係る経費	10,000 円を限度として会費相当額、ただし、会費の明示がない場合は相当と認められる額
弔 慰	葬儀等における香典・供花等に係る経費	巨理町弔慰金贈呈内規に基づく額
見舞金	病気に対する見舞いに係る経費	巨理町弔慰金贈呈内規に基づく額。
協賛金	町費からの補助又は助成がなく、活動の趣旨から公益性が特に認められる事業に賛助する経費	10,000 円を限度として相当と認められる額
激励金	大会等の出場に対し町費からの補助又は助成がなく、町を代表し優秀な成果により功績があった個人又は団体等の激励に係る経費	10,000 円を限度として相当と認められる額
渉外費	町政運営上、外部機関との交渉、交際に必要な土産等の購入や情報収集のための懇談会等に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
その他	町政運営上、町長が特に支出する必要があると認めるもの	社会通念上妥当と認められる額

- 2 前項の規定に関わらず、宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴う行事及び政党その他の政治団体又はその支部に対するものには、支出しないものとする。

(公開)

第4条 この基準と支出した内容については、公表するものとする。

- 2 前項に規定する公表は、当月分を翌月の15日までにを行うものとする。
- 3 公表の方法は、町ホームページに掲載する。ただし、公開情報に個人に関する情報が含まれ、特段の配慮を必要とする場合にあっては、これを除くものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、交際費の支出基準や支出内容が常に町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年 4月 1日から施行する。